

4 地域全体で見守る体制の整備等

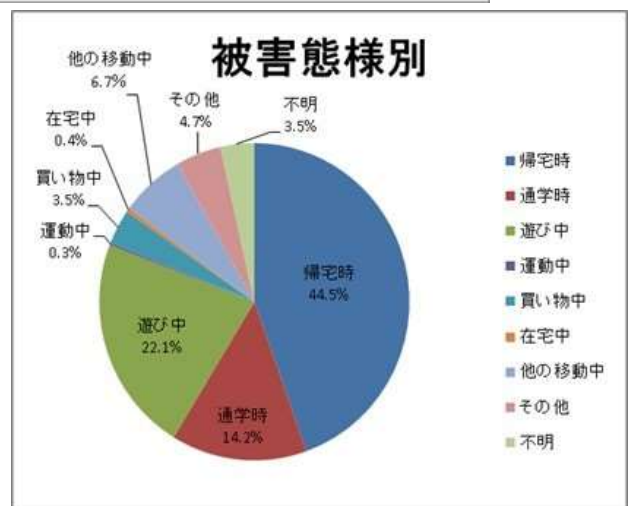
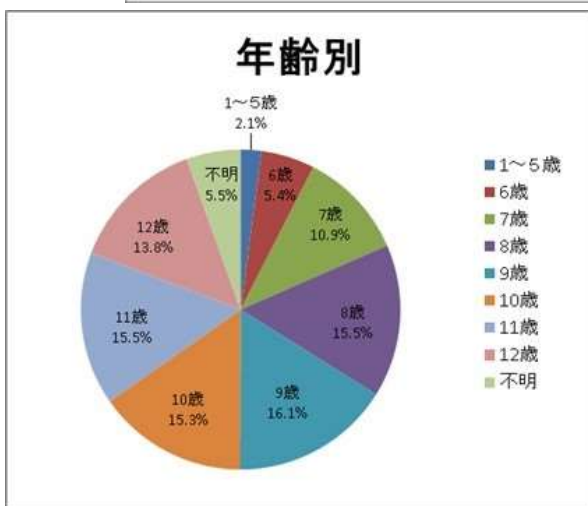
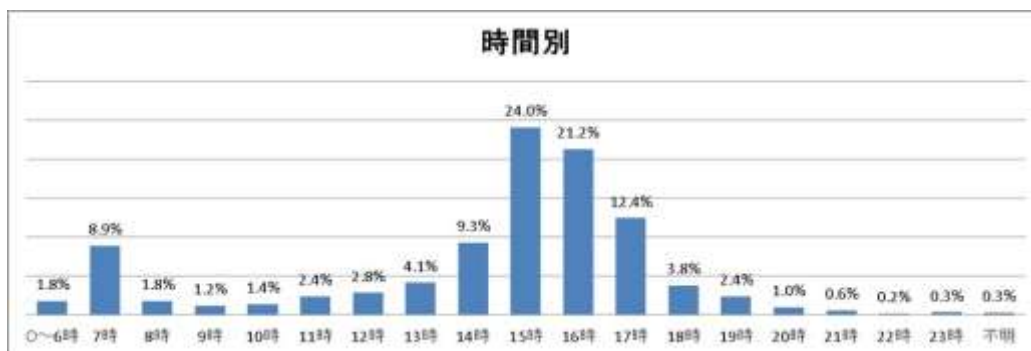
- ・学校と保護者、教育委員会、警察や道路管理者、自治体の担当部局、関係団体等との間で、登下校の安全確保に関する情報を共有し、組織的な活動を進めていくことが必要である。
- ・日頃から、不審者の出没に関する情報や声掛け事案をはじめとする情報などについて、警察と連携を図りながら、情報を迅速かつ確実に共有する取組を進める。
- ・地域住民による「ながら見守り」や「声掛け運動」等、学校と地域、関係機関・団体が一体となって展開する。
- ・迅速で確実な情報の収集や共有化を進めるため、学校、家庭、地域関係団体等が電子メールやSNS等を活用することや、ICT（情報通信技術）を活用した防犯の取組を検討すること等も有効である。
- ・教育委員会や学校は、児童生徒等の安全を守るために主体的に活動している様々な安全ボランティア団体に働きかけるなど、地域ぐるみで地域や学校の安全を確保する。
- ・家庭では日頃から、児童生徒等が事故や誘拐や傷害などの犯罪の被害から自分の身を守るために注意すべき事項（自宅周辺や通学路周辺の危険箇所・要注意箇所、「子供110番の家」などのいざというときの駆け込み先、防犯ブザーなど防犯用具の使い方と定期的な作動確認など）、送り迎えの約束、一人在宅時の電話や訪問者への対応等について話し合っておく。

参考

不審者情報の分析結果(平成30年中)

千葉県警察ホームページより

平成30年中に寄せられた不審者情報のうち、13歳未満の子供を対象とした事案約1,500件の分析結果



第5節 事故等の発生に備えた安全管理（危機管理体制の構築）

学校及び設置者は、事故等が発生した場合、児童生徒等の生命と健康を最優先に、迅速かつ適切な対応を行う。そのために、学校は、組織として機動的に対応できる救急体制及び緊急連絡体制を整えておくとともに、事故等発生時には、疾病者等に対し、臆せず躊躇せず適切な手当ができるよう、日頃から全ての教職員がその手順を理解し、身に付けておくことが大切である。

1 危機管理に対する校長等の心構え

- (1) 学校及び設置者は、児童生徒等の心身の安全を脅かす全てを「危機」ととらえ、教育活動のあらゆる場面で、危機はいつでも起こりうるという認識に立ち、「事前の危機管理（事件・事故の発生を未然に防ぐための危機管理）」と「事後の危機管理（事件・事故が発生した時の危機管理）」の両面から危機管理体制を構築する。
- (2) 危機発生時に、校長は児童生徒等の安全確保を第一に考え、正確な情報の収集、現況確認、迅速な避難等の指示、関係機関等への連絡・報告など、学校の最高責任者としてのリーダーシップを発揮する。
- (3) 教職員は、日々の情報収集能力や安全点検に係る意識を高めるとともに、あらゆる教育活動での報告・連絡・相談の励行、共通理解の徹底など、危機管理に関する意識と実践力の向上を図るよう努める。
- (4) 児童生徒等に対しては、関係教科や特別活動等、全教育活動を通して危険予測・危機回避能力を身に付けさせるなど、安全教育の充実に努める。
- (5) 安全で安心な学校づくりを推進する上で、地域との連携は欠かせないことから、日常的に地域との的確な情報共有に努める。

危機管理の目的

- 児童生徒等の生命、心身の安全を確保する。
- 児童生徒等に重大な被害が生じ、または生じる恐れがある場合、被害を最小限に抑え、または、未然に防ぐ対策を迅速に講ずる。
- 組織的に迅速かつ的確に対応することにより、児童生徒等の心の動揺を防ぎ、速やかに学校を安定した状態に戻す。
- 児童生徒等、保護者、関係機関・団体、地域社会との信頼関係を保つ。

危機管理の「さ・し・す・せ・そ」

心
構
え

- さ 最悪を想定
- し 慎重かつ
- す 素早く
- せ 誠意をもって
- そ 組織で対応



2 学校における危機管理の取組

		学校の取組（例）
事故等の発生を防ぐ取組	教職員による危機の予測	<ul style="list-style-type: none"> ○学校を取り巻く地理的、社会的要因からの予知・予測（ハザードマップの活用等） <ul style="list-style-type: none"> ・大雨による川の氾濫、地すべり等 ・地震による建物や塀等の倒壊、がけ崩れ、津波等 ・天候急変による雷の発生、光化学スモッグの発生等 ・高温多湿の中での運動、熱中症等 ・通学区域の交通、施設状況等 ○過去に発生した事件・事故からの予知・予測 <ul style="list-style-type: none"> ・校舎、学区内外での事故発生状況の分析（不審者情報等） ・麻疹、インフルエンザ、結核等による集団感染の発生状況 ○情報の収集による予知・予測 <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒、保護者や地域住民、関係機関等からの情報の収集、安全マップの作成等
	未然防止に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ○危機管理体制の確立 <ul style="list-style-type: none"> ・教職員に対する報告・連絡・相談の励行と共通理解の徹底 ・想定される災害等に対処する危機管理マニュアル等の作成 ・施設設備の安全点検の充実 ○避難訓練と防災訓練の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・実践的な避難訓練、保護者や地域と連携した防災訓練等の実施 ○教職員の研修の充実（危機管理マニュアルの周知等） <ul style="list-style-type: none"> ・危機発生時における応急措置や迅速な避難誘導に備えた研修や訓練の実施 ○児童生徒等、保護者への啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒等に危機を予測し、回避する能力等を育成する安全教育の推進 ・保護者への危機管理体制の周知と未然防止の啓発 ○保護者・地域との連携・協力体制の確立 <ul style="list-style-type: none"> ・日ごろからの家庭、地域、ボランティア、関係機関との連携及び協力体制の確立
事故等発生時の対応	児童生徒の安全確保と初動体制	<ul style="list-style-type: none"> ○冷静かつ迅速で適切な初期対応 <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒等の避難誘導（避難場所、避難経路の指示と誘導） ・被害状況（負傷状況、人数、氏名等）の把握と負傷者の応急措置 ・教職員による救命措置（AEDの活用等） ・他の教職員への連絡と連携 ○関係者、関係機関等への連絡 <ul style="list-style-type: none"> ・警察、消防署等への通報（被害の状況、人数、場所等） ・教育委員会、健康福祉センター（保健所）等への報告（事故等の概要、今後の対応等） ・被害児童生徒等の保護者への連絡（事故等の概要、被害状況、搬送先病院等） ・PTA役員、地域関係団体等への連絡（事故等の概要、今後の協力依頼等） ○被害者を含めた家族等の心情への配慮（誠意をもって家族と向き合う） ○事件・事故発生後の組織的対応 <ul style="list-style-type: none"> ・的確な状況判断による、教職員や児童生徒等への明確な指示 ・管理職への報告・連絡を常に円滑に行うための情報伝達体制の整備 ○正確で詳細な記録と保存 <ul style="list-style-type: none"> ・事故、事件等の概要（発生日時、関係児童生徒等名、事故等の内容、被害状況等） ・学校の対応状況、保護者等への連絡状況（時系列で整理） ・警察、消防、関係機関等との連携状況 ・報道機関への対応状況（報道機関名、対応者、取材や説明の内容等）
事後の対応	再発防止の取組	<ul style="list-style-type: none"> ○対応の分析・評価（危機が発生した原因や対応の分析・評価） ○再発防止に向けた取組の改善・充実 <ul style="list-style-type: none"> ・危機管理マニュアルの見直し ・再発防止の取組（定期的な評価と改善） ・安全教育の充実 ○児童生徒等・保護者への啓発（事故発生の原因、対応状況と課題、再発防止策等） ○児童生徒等の心のケア（保護者も含め） ○教職員が一体となった信頼回復に向けた取組

学校の救急体制及び緊急連絡体制

- ・ 応急手当は迅速さや正確さが要求されるため、学校全体の救急体制や緊急連絡体制を確認しておく。
- ・ AEDについては、インジケータのランプの色や表示により、AEDが正常に使用可能な状態を示していることを日常的に確認するなど、適切な管理を行う。
- ・ エピペン[®]やAEDの使用など、児童生徒等の生命にかかわる初期対応については、全ての教職員が迅速かつ適切に対処できることが必要であり、学校安全計画に教職員の危機管理研修として、実践的な研修を位置付け実施する。

校外活動時における危機管理の留意点

○綿密な計画の作成と安全の事前確認

- ・ 児童生徒等に対する安全に関する十分な事前指導を実施する。
- ・ 教職員の役割分担と、緊急事態が発生した場合の連絡方法等を確認する。
- ・ グループでの活動や児童生徒等が教職員から離れて活動する場合は、児童生徒等から教職員への連絡方法を確認する。
- ・ 引率する教職員から学校、保護者、関係機関等への緊急連絡体制を整備しておく。
- ・ 経路や現地における交通事情、連絡の方法、救急病院等の医療機関の有無などを、あらかじめ詳しく調査しておく。
- ・ 引率する教職員の中から救護担当者を決め、緊急事態への対処の体制を確立しておく。
- ・ 野外活動等の際には、医師、看護師、養護教諭等の専門性の高い者を同行させることが望ましい。

○校外でマラソン大会や部活動等を行う場合

- ・ AEDを使用することが考えられる場合は、事前に設置箇所を確認しておくか、必要に応じて活動場所に持参する。

○万が一、事故等が発生した場合

- ・ 状況に応じて、迅速かつ適切な応急手当を行う。
- ・ 児童生徒等の人員を点検し、その掌握に努めるとともに、児童生徒等が動揺しないように冷静な態度で的確な指示を与える。
- ・ 引率責任者は、事故等発生の状況及び対処の概要を学校へ急報する。学校は、保護者と教育委員会に事故の連絡と報告を行う。
- ・ 事故等の状況によっては、活動の継続の有無、日程の一部変更など、速やかに適切な措置を講じる。

3 事故等の発生に備えた学校体制の整備

- (1) 自然災害、事故被害、健康被害などの危機発生時に備え、学校生活を取り巻く様々な危機管理マニュアルを整備する。
- (2) 危機発生時に、管理職等の不在を想定した役割分担を定めておく。
- (3) 危機発生時には、正確な状況把握が重要であり、そのために情報窓口を一本化するとともに、教職員間の情報共有が図られるような体制を整える。
- (4) 日ごろから、児童生徒等の発達段階に応じた安全教育を行うとともに、危機発生時（登下校時も含む）に児童生徒等及び教職員が迅速かつ適切に避難等できるよう、計画的、実践的な訓練等

を行う。

なお、緊急の場合、教職員による救命措置（心肺蘇生、AEDの使用等）が必要となる場合も想定されることから、救命措置に係る校内研修を実施するなど、全職員が救命措置を行うことができる体制を整える。

- (5) 夜間や休日等の勤務時間以外に緊急事態が発生した場合に備え、緊急時の対応について事前に職員へ周知しておく。
- (6) 自然災害等が発生した場合、体育館等が地域の避難所に指定されている学校は、夜間や休日等においても迅速に施設の開放ができるよう事前に市町村の関係機関等との連携を図るなど、地域住民に対する受け入れ体制を想定しておく。
- (7) 夜間や休日等に自然災害が発生した場合においても、児童生徒等の安否や確認がとれる体制を整えておく。
- (8) 校外活動時における危機管理体制についても整備しておく。（校外活動計画に沿った引率教職員と学校との連絡体制の確認、校外活動時の児童生徒等への指導と教職員間の共通理解等）

4 危機管理マニュアル作成上の留意点

- (1) 自然災害、事故被害、健康被害など、各学校の実態に応じて、あらゆる危機を想定した危機管理マニュアルを作成する。
- (2) 最悪の状況を想定したマニュアルとする。
 - ・危機発生時の指示
 - ・連絡方法
 - ・被害状況の把握
 - ・救命措置（心肺蘇生、AEDの使用等）
 - ・警察・消防・学校医・健康福祉センター（保健所）等との連携
 - ・地域との連携
- (3) 必要な対応、手順を明示する。※簡素化、見やすさに配慮する。
 - ・手順や職員の役割分担を明示し、対応に習熟する。
 - ・児童生徒等がとるべき行動、管理職等への情報連絡経路や伝達方法を明確にしておく。
 - ※管理職不在時の対応も予め定め、教職員に周知しておく。
 - ・状況によっては、連絡経路等に変更が生ずるなど、教職員の臨機応変な対応が求められるため、マニュアルが絶対的なものでないことを理解しておく。
- (4) 関係機関等の連絡先や必要物品の所在を明示する。
 - ・警察、消防、医療機関等の緊急連絡先一覧を掲示し、速やかに連絡できるようにしておく。
 - ・保護者等への緊急連絡ができるよう準備しておく。（携帯電話番号等）
 - ・医薬品、懐中電灯、携帯ラジオ、メガホン等、必要な防災用具は、一定の場所に整備保管し、教職員に周知しておく。
 - ・地域の自治会などに、速やかに連絡するための緊急連絡先を用意しておく。
- (5) 関係機関等からの助言を得ておく。
 - ・実効性のあるマニュアルとするため、警察・消防・学校医等の専門的な立場からの意見を取り入れ、マニュアルを作成する。
 - ・作成したマニュアルを関係機関等に配布し、危機発生時の対応について共通認識を図り、

連携した対応をとる。

(6) 実践的な訓練や研修を実施する。

- ・各種マニュアルを作成した後、教職員間の共通理解と地域への周知を図るとともに、各マニュアルに基づいた速やかな対応がとれるよう、実践訓練や研修を校内または地域と共同で実施する。また、その都度、見直しや改善を図り、より実践的なものとする。

※他県等で事件・事故が発生した時、当該校で整備した危機管理マニュアルによる対応等についてシミュレーションしてみると効果的である。

参考

各学校の実情を踏まえた「危機管理マニュアル」の作成・見直し

家庭・地域・関係機関との連携

- ・関係機関（警察、消防、学校医等）からの専門的な意見
- ・マニュアルの周知、連携
- ・実践訓練、研修への参加協力

各学校

「危機管理マニュアル」
(作成・見直し)

市町村

- ・非常変災時における基本的な対応方針（教育委員会）
- ・地域防災計画
- ・地域ハザードマップ
- ・地域防災マップ
- ・避難所運営マニュアル等

千葉県

<参考資料>



本書「学校安全の手引」

(R2.3)



学校における地震防災マニュアル (H24.3)

「災害時における避難所運営の手引き」(H29.7)

「災害時における実働計画」(R2.4)

「特別支援学校の防災対応資料 防災セルフチェック」改訂版 (H29.3)

国

<参考資料>



学校の危機管理マニュアル作成の手引



学校防災マニュアル(地震・津波災害)作成の手引き

学校の危機管理マニュアル作成の手引 (H30.3)



学校防災マニュアル(地震・津波災害)作成の手引き (H24.3)

第6節 事件・事故発生時の対応

1 事件・事故発生時における留意点

(1) 管理職による指揮

- ・管理職は、負傷した児童生徒等が搬送された医療機関への訪問、警察の事情聴取や現場検証、報道対応等にかかりきりになる場合があり、被害者や遺族への状況説明など、必要な対応に支障をきたさないために、指揮する管理職を最低1名確保し、児童生徒等や保護者への対応等について教職員への指示を出すなど、管理職が全体の動きを掌握、指揮する体制をとる。

(2) 組織による適切な対応

- ・管理職への報告・連絡・相談の徹底を図る。やむを得ず個人が臨機応変な対応をした場合にも必ず事後報告をする。
- ・対策本部の決定事項については、速やかに全職員に指示・伝達するとともに、共通理解の下、学校全体で統一した対応できる体制をつくる。

(3) 迅速かつ正確な情報収集及び情報の共有化

- ・情報の窓口を一本化するとともに、迅速かつ正確な情報収集に努める。また、取りまとめた情報については、教職員間で共有を図る。

(4) 児童生徒等の安全を最優先に考えた対応

- ・状態の把握、健康観察、健康相談、心のケア、保護者への引き渡し等に留意する。
- ・児童生徒等が、警察の事情聴取に協力する場合は、教諭等を同席させる、聴取時間に配慮を求めるなど、慎重な対応が望まれる。
- ・学校を速やかに安定した状態に戻すためには、児童生徒等の心のケアに当たることが重要であることから、管理職は事故等発生時の初期段階からスクールカウンセラースーパーバイザー（以下スーパーバイザーとする）やスクールカウンセラーの派遣要請に留意する。

応急手当を行う際の留意点

- ・突然倒れた場合などは「119番」に通報し、救急車が到着するまでの間、その場で心肺蘇生等の一次救命処置が求められる。事故等の態様によっては救命処置が一刻を争うことを理解し、行動する。
- ・児童生徒等の生命に関わる緊急事案については、管理職への報告よりも救命処置を優先させ迅速に対応する。
- ・教職員は事故等の状況や被害児童生徒等の様子に動揺せず、またその他の児童生徒等の不安を軽減するように対応する。
- ・応急手当を優先しつつも、事故等の発生状況や事故等発生後の対応及びその結果について、適宜メモを残すことを心掛け、対応が一段落した時点でメモを整理する（応援に駆けつけた教職員に対し、記録担当の役割を指示する）。

被害児童生徒等の保護者へ連絡する際の留意点

- ・事故等の発生（第1報）を可能な限り早く連絡する。その際、事故等の概況、けがの程度など最低限必要とする情報を整理した上で連絡する。
- ・被害の詳細や搬送先の医療機関等、ある程度の情報が整理できた段階で第2報を行うとともに、以後、正確かつ迅速な連絡に努める。

※ 緊急の際の連絡方法を複数確保しておく。

スーパーバイザー派遣制度

千葉県では、心のケアを中心とした緊急対応を行うスーパーバイザーを児童生徒課と教育事務所等に配置している。

(スーパーバイザーの職務)

- (1) 事件・事故への緊急対応
- (2) 特に困難と思われる事例への対応・援助
- (3) 児童生徒のカウンセリング等に関する情報提供及び助言・援助
- (4) スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーへの指導助言等

*スーパーバイザーは、スクールカウンセラーの経験が豊富で、学校運営についての見識と、心理学等の各領域やリスクマネジメントに通じた方が担当している。

*スーパーバイザーは、学校へ派遣されると、学校長が行う対応の支援にあたる。特に事故直後であれば、状況等に応じて、「児童生徒、保護者、職員等への情報の伝え方」「事故発生後の保護者会や学校行事等」「関係機関(警察・病院等)との連携」「報道発表」等の内容や優先度を検討し、関係者等に配慮した対応となるよう支援にあたる。

(派遣要請の方法)

教育庁教育振興部児童生徒課(043-223-4055)へ要請する。

(県立学校は直接担当課へ、市町村立学校は市町村教育委員会→教育事務所→担当課へ)

(5) 報道機関への対応

- ・報道機関からの取材要請には、管理職(教頭等)が窓口となり、対応を一本化する。
- ・十分な事実確認ができていない段階での報道機関からの問い合わせについては、その旨を話し、未確認の質問への即答は避ける。なお、発表については、時宜を逸することのないように心がけるとともに、その時点で判明している内容を、被害者やその保護者の意向を踏まえ、発表することが大切である。
- ・授業時間中での校舎内等の撮影要請に対しては、児童生徒等への心の影響に配慮した対応(撮影禁止等)をとる。
- ・学校は、報道への発表に際し、児童生徒等や保護者、教職員のプライバシーに留意する。
- ・教育委員会や関係機関等と密接に連携をとり対応する。

(6) 教育活動を再開する上での留意点

- ・児童生徒等、教職員等の安全が確保されていること。
- ・事件・事故による児童生徒や、教職員等の動揺が沈静化していること。
- ・状況によっては、全校集会や保護者説明会を開催すること。
 - ※ 集会等の開催に際しては、開催の趣旨及び説明内容等について、事前に当該家族(保護者等)の同意を得ておくことが重要となる。
- ・事後処理等による教育活動への支障がないこと。
- ・原因を究明し、再発、二次被害(二次災害)が起きないこと。

2 学校への不審者侵入に対する危機管理

<不審者侵入を防ぐ取組>

○学校内に不審者を侵入させない環境づくり

- ・不審者侵入等に備え、警察等との連携、緊急時の登下校の方法についての対応方針の策定、保護者や地域住民、ボランティア等の巡回等の協力体制を整備しておく。

○教職員一人一人の危機管理意識と、判断力・行動力の向上

- ・万が一の事態に備え、不審者対応マニュアルを作成し、周知しておく。
- ・実際に不審者が侵入した場合に備えた対応を、訓練などによりシミュレーションをしておく。
- ・全教職員が、どこかの学校の出来事ではなく自分の学校でも突然発生し得るという意識を常にもち続ける。

不審者侵入に備えた訓練の実施

近年の学校への不審者侵入事件をみると、不審者はナイフや包丁、拳銃など様々な凶器を所持していることが想定され、さらに児童生徒等や教職員に危害を加える事件も発生している。したがって、教職員は、不審者が侵入し危険を感じた場合には、躊躇することなく警察に通報するとともに、不審者は何らかの凶器を所持しているという前提に立って対応し、児童生徒等の安全を最優先に、自らの安全にも配慮しつつ、警察が駆けつけるまでの時間を稼ぐための訓練を行うことが重要である。

○防犯体制の確立

- ・学校の実情に応じた不審者対応マニュアルを策定するとともに、児童生徒等の防犯に関する安全対応能力の向上を図るため、多様な状況を想定した防犯訓練を実施する。
- ・訓練に関しては、警察との連携を図り、不審者の行動を阻止するための具体的な対応の仕方を取り入れるなど、実践的な訓練を行うことが大切である。
- ・児童生徒等に対しては、被害を回避するための行動の仕方、被害が発生した場合の行動の仕方など、児童生徒等の発達段階に応じた防犯教育を推進する。

○侵入防止体制の整備

- ・正門等の施錠、校舎への出入口の管理及び来校者の確認等、日常的に不審者侵入防止に向けた適切な管理・運営を行う。
- ・教職員や保護者、地域住民等の防犯組織と連携し、校舎内外の巡視を計画的に行うなど、不審者の侵入防止及び早期発見に努める。

○家庭や地域社会、警察等の関係機関との連携

- ・不審者に関する情報等、児童生徒や保護者、地域住民からの情報が円滑に集約され、共有できる体制整備を整える。
- ・登下校時のパトロールの実施、不審者情報のメール配信等、警察や関係機関との連携強化を図るため、日ごろから協力体制を確立する。

不審者侵入への危機管理

危機管理のポイント

- ・児童生徒の安全確保を最優先するとともに、教職員の安全にも配慮した不審者対策を講ずる。
- ・迅速に警察・消防署に通報する。また、児童生徒等に負傷者がいる場合は、負傷状況に応じた応急処置を行う。
- ・日ごろから地域との情報共有に努め、協力体制の確立を図る。

事件発生時の対応(被害を最小限にするための緊急対応)

- ① 児童生徒等の安全確保と不審者への対応
 - ・教職員は、児童生徒等と不審者の間に入り、防御に努める。
 - ・教職員は、手近にある物(椅子、机、刺股、モップ等)を用いて、不審者の移動を阻止する。
※不審者との間合いに気をつける。
 - ・教職員は、大声で児童生徒等に避難を指示する。また、可能であれば、職員室に連絡するよう児童生徒に指示する。
※指示は明確に「〇〇に逃げろ」、「職員室に知らせろ」等
 - ・大声で他の教職員に応援と警察への通報を依頼する。
 - ・複数の教職員と協力し、警察が到着するまで不審者を阻止する。また、児童生徒等に負傷者がいる場合は、当該児童生徒等の安全確保と応急処置に努める。
- ② 関係機関への通報
 - ・不審者の侵入を警察に至急通報する。
 - ・負傷者がいる場合は、救急車を要請する。
 - ・管理職は、教育委員会に第一報を入れ、応援を要請する。
- ③ 校内の児童生徒等への対応
 - ・緊急事態(不審者侵入)の発生を校内放送等で知らせる。
※不審者侵入を意味する「文言」を決めておき、全教職員間で共通理解しておく。くれぐれも直接不審者侵入を伝える言葉はさける。
 - ・不審者対応以外の教職員は、児童生徒等を安全な場所に避難誘導するとともに、出席児童生徒等の安全を確認し、管理職に報告する。
- ④ 負傷した児童生徒等の対応
 - ・養護教諭は、他の教職員と協力して負傷者の救護に当たる。
 - ・負傷者が救急車で搬送される場合は、養護教諭と他の教職員の2名(可能であれば、付添と連絡を担当する者)が同乗し、病院に付き添う。
※連絡担当の教職員は、治療の結果等、医師の診断内容を管理職に報告する。また、校長の指示があるまで病院に待機する。なお、負傷者が多数発生した場合には、養護教諭は学校に待機することが望ましい。
 - ・担任(又はこれに代わる者)は、負傷した児童生徒等の保護者に連絡し、負傷状況や搬送先の病院名等を伝える。
※児童生徒等の負傷状況、搬送先等、被害者に関する情報をまとめておく。

事後の対応

- ・PTA役員に連絡し、事件の概要を説明するとともに、保護者会等の開催について協議する。
- ・事件を目撃した児童生徒や教職員等の心のケアに当たるための必要な支援を行う。(スーパーバイザーの派遣要請)
- ・報道機関からの取材等に対しては、窓口を一本化し、管理職が行う。
※十分な事実確認ができていない段階での報道機関からの問い合わせについては、その旨を話し、未確認の質問への即答は避ける。なお、発表については、時宜を逸することのないように心がけるとともに、その時点で判明している内容を、被害者やその保護者の意向を踏まえ発表することが大切である。

3 登下校時の事件・事故（交通事故、犯罪等）に対する危機管理

<交通事故や不審者による犯罪から児童生徒を守る取組>

○安全教育（交通安全、防犯等）の充実

- ・各教科、特別活動等、学校の教育活動全体を通して、計画的・組織的に、また児童生徒等の発達段階に即した交通安全教育及び防犯教育の充実に努める。
- ・学校、家庭、地域、警察等との連携を図り、地域の実情に応じた実践的な安全教育を推進する。

学校・地域の実情や発達段階に応じた防犯教育の徹底

- ①休業中における家庭での児童生徒等の外出時の注意喚起
- ②複数による登下校、できるだけ一人にならない登下校の指導
- ③「いかのおすし」等、緊急時の対処法の指導
- ④「子供110番の家」等や防犯ブザーの活用の指導

○通学路や学区内の危険箇所等の点検と対策

- ・学校は、毎年度の4月に通学路の総点検を実施するとともに、教職員や保護者等による通学路の安全点検を実施する。
- ・保護者や地域等からの通学路等に係る危険箇所情報により、児童生徒等の安全確保に努める。
- ・危険箇所の情報に関しては、児童生徒等並びに保護者に周知する。また、速やかに道路管理者等へ改善要望を行う。

○緊急時の学校体制の確立

- ・教職員の役割分担等、緊急時のマニュアルを整備し、全教職員で共通理解しておく。
- ・学校連絡網、保護者、関係機関等への連絡一覧の整備と保管を適正に行い、全職員が速やかに使用できる体制を整えておく。
- ・日ごろから、不審者の出没に関する情報や、児童生徒等への声掛け事案をはじめとする情報などについて、警察と連携を図りながら、学校と保護者、地域の関係団体等との間で、情報を迅速かつ確実に共有できる体制を整えておく。
- ・通学途中で事故等が発生した場合には、学校は、いつ、どこで、誰が、どのような事件・事故に遭ったのか正確な情報を得るとともに、関係機関と連絡をとって、事案に応じた対応がとれるようにする。（現場や医療機関等への教職員の派遣、保護者への速やかな連絡など）

○関係機関と連携した見守り活動等の徹底

- ・保護者や地域住民、スクールサポーター、スクールガード、「子供110番の家」等と連携した見守り体制を強化する。
- ・学校は、地元警察署に登下校の時間帯の見守り活動を依頼するとともに、スクールバスの運行時刻や停留所の場所、地域住民が多く集まる学校行事の期日等の情報を積極的に提供する。

○地域安全マップの作成・活用や、防犯教室の実施による危険予測能力・危険回避能力の育成

登下校中の事件・事故（交通事故、不審者による犯罪等）への危機管理

危機管理のポイント

- ・登下校中の事故については、学校の迅速な対応が重要となる。
- ・被害児童生徒等への救急・救命に係る迅速な対応と事故を目撃した児童生徒等への心のケアにも努める。

事件・事故発生時の対応（被害を最小限にするための緊急対応）

- ① 事故発生
 - ・事故発生の第一報を受けた教職員は、救急車の手配及び警察への通報について確認する。
- ② 情報の収集
 - ・管理職は、複数の教職員（養護教諭を含む）を事故現場に派遣し、情報の収集を指示する。
※教職員は、児童生徒名簿を持参し、情報の収集に当たる。
 - ・学校の電話については、代表回線以外の回線を事故対応用に確保する。
※電話回線が1回線しかない学校については、管理職等の携帯電話を利用する。
- ③ 応急処置等
 - 《救急車が到着していない場合》
 - ・事故現場に到着した教職員は、けがをした児童生徒等への応急処置と、他の児童生徒等の安全確保を手分けして行う。
 - ・負傷者が多数の場合には、近隣住民等に支援を要請する。
 - 《救急車が到着している場合》
 - ・救急隊の指示に従うとともに、医療機関に移動する場合は、少なくとも1名の教職員が救急車に同乗する。
※他の教職員は、現場に残された児童生徒等の安全確保に努める。
 - 《救急車が既に医療機関へ出発した場合》
 - ・教職員は、既に救急車が出発したことを学校に報告するとともに、現場に残された児童生徒等の安全確保に努める。
- ④ 状況の把握と学校への連絡
 - ・事故現場に派遣された教職員は役割（負傷者の付添、残された児童生徒等の保護等）を分担し、状況把握及び学校への連絡に努める。
 - ・負傷者の付添となった教職員は、被害児童生徒等の氏名、負傷状況、搬送先の医療機関を確認し学校に報告する。
 - ・残された児童生徒等の安全確保にあたっている教職員は、事故状況の把握に努める。なお、場合によっては、警察の現場検証に立ち会い、その都度、学校に状況を報告する。
- ⑤ 保護者への連絡
 - ・管理職は、現場から報告のあった事故の発生、負傷状況、搬送された医療機関名等を、学校に待機している教職員に保護者へ連絡するよう指示する。

事後の対応

- ・管理職は、事故の概要について教育委員会に第一報を入れる。なお、児童生徒等のけがの状況、事故原因等、事故に係る詳細がわかり次第、続報を入れる。
 - ・管理職と担任は、速やかに被害にあった児童生徒等が搬送された医療機関へ見舞いに行き、事故の状況を保護者に説明する。
 - ・管理職は、事故を目撃した児童生徒等の動揺状態を把握し、スーパーバイザーの支援を要請するなど、心のケアに当たる。
※スーパーバイザーの派遣要請
 - ・全校集会を開き、事故概要の説明、命の大切さについて説くとともに、交通安全について再度指導を徹底する。
- ※十分な事実確認ができていない段階での報道機関からの問い合わせについては、その旨を話し、未確認の質問への即答は避ける。なお、発表については、時宜を逸することのないように心がけるとともに、その時点で判明している内容を、被害者やその保護者の意向を踏まえ発表することが大切である。

4 運動中の事故（水泳事故、運動部活動中等）に対する危機管理

<水泳事故を防ぐ取組>

○水泳指導における安全管理

- ・ 予め児童生徒等の既往症等を把握するとともに、日ごろの健康観察をきめ細かに行き、児童生徒一人一人の健康状況に留意した指導計画に基づき実践する。
- ・ 水泳指導に当たっては、指導前のプール施設・設備の安全点検（排（環）水口等の安全性の確認）の励行、複数の教職員での指導及び監視体制の確立など、ソフト面、ハード面での安全管理を徹底する。

※休業日翌日の朝からの水泳指導に当たっては、水温（23℃以上）、気象条件（天候、気温、風等）、児童生徒等の健康状況等を総合的に判断するなどし、十分な配慮の下、実施することが望まれる。

○緊急時の学校体制の確立

- ・ 児童生徒等の人命に係る事故等の発生に備え、全教職員は、事前に救命処置等の講習を受講する。
- ・ 緊急時のマニュアルを整備し、全教職員が共通理解しておく。

<運動部活動中の事故を防ぐ取組>

安全管理等詳細な内容については、教育庁教育振興部体育課が平成30年6月に改訂した「安全で充実した運動部活動のためのガイドライン」を参照する。

参 考

【別紙 資料2】

（参考例）

運動部活動チェックファイブ

1 適切な活動計画等を作成しているか

- 部活動の活動方針の作成
- 月間の活動計画（大会予定や休養日設定を含む）の作成
- 練習計画等の生徒への周知と理解
- 練習環境や気象状況等を考慮した練習内容への配慮
- 管理職への活動実績（大会結果や休養日を含む）の報告

2 生徒の健康状態や体力・技能等を把握しているか

- 当日の健康状態の把握
- 体力・技能レベルや負傷・障害等の状況の把握
- 性格、意欲等の把握

3 練習場所や用具・器具の安全点検と安全指導を行っているか

- 施設や用具・器具の安全点検
- 活動に伴う事故防止・安全指導
- 校外へ移動する場合の安全指導

4 緊急時の連絡体制は確立されているか

- 緊急時対応マニュアルの作成
- 関係機関との連携と協力体制の確立
- 緊急時の連絡方法・手段の確立

5 保護者との連携はとれているか

- 活動方針の理解
- 活動計画（練習内容）の周知
- 大会や校外での活動時の日時・場所等の周知

「安全で充実した運動部活動のためのガイドライン」平成30年6月改訂 県教育庁教育振興部体育課 より

水泳事故への危機管理

危機管理のポイント

- ・事故にあった児童生徒等の意識や呼吸の有無等を速やかに確認し、生命に係るなど緊急を要する場合は、速やかに救命措置(人工呼吸・AEDの使用等)を実施する。また、養護教諭や他の教職員への連絡、救急車の要請を迅速に行う。
- ・必要に応じて児童生徒等や教職員に対する心のケアに当たり、動揺や不安を早期に取り除く手立てを講ずる。

事件・事故発生時の対応(被害を最小限にするための緊急対応)

- ① 事故者の救出
 - ・複数の教職員により、事故にあった児童生徒等をプールサイドに引き上げる。
 - ・毛布等で保温し、安静状況を確保する。
- ② 事故者の容態の把握
 - ・意識や呼吸の有無等、事故者の状態を確認する。
 - ・緊急を要する場合には、救命措置(人工呼吸・AEDの使用等)を実施するとともに、養護教諭や他の教職員に連絡し、救急車の派遣並びに支援を要請する。
※救命措置は、自発呼吸等の回復が見られるまで、または救急車が到着するまで継続して行う。
- ③ 事故者の応急処置及び搬送
 - ・養護教諭は、他の教職員と協力して事故者の応急処置に当たる。
 - ・事故者が救急車で搬送される場合は、養護教諭と他の教職員の2名(可能であれば、付添と連絡を担当する者)が同乗し、病院に付き添う。
※連絡担当の教職員は、医師の診断結果、処置の内容等を管理職に報告する。また、校長の指示があるまで病院に待機している。
 - ・担任(不在の場合はこれに代わる者)は、事故にあった児童生徒等の保護者に連絡し、状態や搬送先の病院名等を伝える。
- ④ 周辺児童生徒等への対応
 - ・速やかに授業を中断し、周辺児童生徒等の動揺や不安を取り除き、落ち着きを取り戻すことに配慮する。

事後の対応

- ・管理職は、担任とともに速やかに病院に駆けつけ、事故発生の状況等について保護者に説明する。
- ・管理職は、事故を目撃した児童生徒等の動揺状況を把握し、スーパーバイザーの支援を要請するなど、心のケアに当たる。
- ・報道機関等からの取材等に対しては、窓口を一本化し、管理職が行う。
※十分な事実確認ができていない段階での報道機関からの問い合わせについては、その旨を話し、未確認の質問への即答は避ける。なお、発表については、時宜を逸することのないように心がけるとともに、その時点で判明している内容について発表することが大切である。
- ・在校児童生徒等及び保護者へ事故に係る説明を行う。具体的な方法については、学校の実情に応じて対応する。
- ・管理職は、事故発生時の状況等について整理し、教育委員会に事故報告をするとともに、今後の再発防止に取り組む。

運動部活動中等の事故への危機管理

危機管理のポイント

- ・部活動中の事故では、頭部や顔部等のけがも多く発生しており、痛みなどの自覚症状がなくても重症化する場合もあるので、早期に医療機関で受診させるなど慎重な対応が求められる。
- ・事故の状況を正確に把握し、迅速かつ適切な救急・救命措置(AEDの使用)を行い、児童生徒等の生命の安全を最優先する。
- ・職員の付き添いによる医療機関への搬送(救急車の手配)、保護者への連絡、関係機関への連絡、詳細な記録等を迅速に行える校内体制を整え、組織で対応する。
- ・学校における事故等発生時の対応について、保護者にも事前に説明しておくとともに、管理職や養護教諭が不在時の救急体制を整備しておく。
- ・土日や休日等も含め、受診できる医療機関のリストや校内緊急連絡体制を整えておく。
- ・活動前後の安全点を徹底する。

事件・事故発生時の対応(被害を最小限にするための緊急対応)

- ① 負傷者の容態の把握
 - ・出血や意識、呼吸の有無等の状態を確認する。
 - ・緊急を要する場合には、救命措置(心肺蘇生・AEDの使用等)を実施するとともに、養護教諭や他の教職員に連絡し、救急車の派遣並びに支援を要請する。
※救命措置は、自発呼吸等の回復が見られるまで、または救急車が到着するまで継続して行う。
- ② 負傷者の応急処置及び搬送
 - ・養護教諭は、他の教職員と協力して事故者の応急処置に当たる。
 - ・事故者が救急車で搬送される場合は、養護教諭と他の教職員の2名(可能であれば、付添と連絡を担当する者)が同乗し、病院に付き添う。
※連絡担当の教職員は、医師の診断結果、処置の内容等を管理職に報告する。また、校長の指示があるまで病院に待機する。
 - ・担任(不在の場合はこれに代わる者)は、事故にあった児童生徒等の保護者に連絡し、状態や搬送先の病院名等を伝える。
- ③ 周辺児童生徒等への対応
 - ・速やかに部活動を中断し、周辺児童生徒等の動揺や不安を取り除き、落ち着きを取り戻すことに配慮する。

事後の対応

- ・管理職は、教育委員会に状況報告を行う。
- ・管理職は担任等とともに速やかに病院に見舞いに行き、事故発生の状況等について保護者に説明する。
- ・保護者には、事故の原因、事故発生時の状況、発生後の措置等を丁寧に説明するとともに、誠意を持って対応する。
- ・児童生徒等の帰宅後の容体について、保護者に確認する。
- ・管理職は、事故を目撃した児童生徒等の動揺状態を把握し、スーパーバイザーの支援を要請するなど、心のケアに当たる。
- ・報道機関等からの取材等に対しては、窓口を一本化し、管理職が行う。
※十分な事実確認ができていない段階での報道機関からの問い合わせについては、その旨を話し、未確認の質問への即答は避ける。なお、発表については、時宜を逸することのないように心がけるとともに、その時点で判明している内容を被害者やその保護者の意向を踏まえて発表することが大切である。
- ・事故発生時の状況等について整理し、教育委員会に事故報告をするとともに、今後の再発防止に取り組む。

5 校外活動中（宿泊活動等）の事故に対する危機管理

<校外活動中（宿泊活動等）の事故を防ぐ取組>

○実地踏査等に基づく安全管理体制の整備

- ・実地踏査等を含め事前調査を綿密に行い、万が一の事故に備え、緊急時の連絡体制、医療体制を確認するなど、安全管理体制の整備に努める。

※校外活動中に想定される危険・事故等について、全教職員で確認するとともに、児童生徒等への事前指導を十分に行う。

※講習等を外部の業者に委託する場合には、施設の整備・点検、従業員の配置や教育、事故発生時の対応、保険への加入状況等、児童生徒等の安全を確保するための具体的措置がなされているかを確認する。

- ・緊急時の対応について、全教職員で共通理解を図る。

○天候急変等による活動の変更・中止などの適切な判断

- ・山、川、湖沼等での野外活動において、実施直前、もしくは実施途中の天候急変等による活動の変更・中止などは、地元の関係機関や委託業者等と緊密な連携をとった上で、適切に判断する。

※参加している児童生徒等の人数、健康状態、引率職員の体制等にも留意する。

参 考

校外活動時に事故等が発生した場合の留意点

状況確認

児童生徒等の活動状況を確認するとともに、活動場所に向かい、児童生徒等の安否を確認します。

- 修学旅行などでグループに分かれて活動している場合は、引率教職員で分担し、児童生徒等と連絡を取り合うなどしながら、可能な限り活動場所に向かい、安否を確認します。ただし、交通機関等が使えず児童生徒等の活動場所に向かえない場合は、携帯電話等で連絡を取り合うなどしながら、児童生徒等の安否を確認するとともに、安全な場所へ避難するよう指示を出すことが大切です。
- 負傷者等がいる場合には、応急手当を行うとともに、学校・保護者へ状況を連絡します。また、必要に応じて救急車の要請や警察・医療機関等への連絡を行います。

対応決定

事故等の発生状況や周辺道路の状況等を確認した上で、集合や帰校、下校の仕方を決定します。

- 安全を確保できる場所に避難します。その際、教育委員会や警察等の関係機関から情報を収集し、事故等の状況を把握するとともに、安全な集合場所や移動方法等についても助言をもらうことも大切です。
- 現況及び学校の対応等（帰校してから集団下校、帰校してから引渡しによる下校、現地での引渡しによる下校など）について保護者へ連絡し、理解と協力を求めることが大切です。

危機管理のポイント

- ・引率していた教職員は、速やかに引率責任者(校長等)に報告する。また、必要に応じて救急車を要請するとともに、負傷した児童生徒等の応急手当を行う。
※負傷した児童生徒等が多数の場合には、可能であれば、周辺にいる一般の方々に応援を求めるなど、臨機応変な対応が求められる。
- ・負傷者の手当てに当たっている以外の教職員は、他の児童生徒等の安全確保に努めるとともに、学校に事故の発生状況等について連絡する。

事件・事故発生時の対応(被害を最小限にするための緊急対応)

- ① 状況の把握と学校への報告
 - ・引率職員は、速やかに引率責任者(校長等)に事故の発生を報告する。
 - ・引率責任者は、児童生徒等の救護、情報の収集等、役割分担を速やかに引率職員に指示する。
 - ・引率職員は、児童生徒等の負傷の状態を確認するとともに、発生状況の確認に努める。
※正確な情報収集に努める。また、収集した情報は速やかに引率責任者に報告するとともに、記録しておく。
 - ・引率責任者は、学校に事故の発生状況等について連絡する。
- ② 児童生徒等への対応
 - ＜被害児童生徒等＞
 - ・引率職員は、救急車を要請するとともに、被害にあった児童生徒等の応急処置に当たる。
 - ・負傷者が救急車で搬送される場合は、教職員が同乗し、病院に付き添う。
※教職員は、医師の診断結果、処置の内容等を引率責任者に報告する。なお、引率責任者等の指示があるまで病院に待機する。
 - ＜その他の児童生徒＞
 - ・引率職員は役割分担に応じ、被害にあわなかった児童生徒等の安全を確保するとともに、事故の状況や今後の対応について説明する。なお、事故を目撃した児童生徒等については、精神的にショックを受けていることもあり、心のケアに留意する。
- ③ 関係機関との連携
 - ・救急車の要請(119番)
 事故現場に到着した救急隊員の指示に従う。負傷者が搬送される場合、引率責任者は、引率職員を同乗させる。
 - ・負傷者が搬送された病院等
 付き添いの引率職員は、児童生徒等への励ましと治療等についての状況把握に努める。
 - ・所轄の警察(110番)
 引率職員は、必要に応じて事故の発生を通報する。
- ④ 保護者への対応
 - ・該当する保護者へ事故の発生、負傷の状況、搬送先等について正確に連絡する。
 - ・学校に残っている管理職(教頭等)等は、速やかに当該児童生徒等宅を訪問し、保護者に改めて事故の状況等について説明するとともに、誠意をもって対応する。
※説明責任等を含めた学校の対応次第によっては、その後の保護者との信頼関係を大きく左右することから、その対応には十分に誠意を尽くすことが大切である。

事後の対応

- ・事故に係る情報を整理・記録し、教育委員会に報告するとともに、対応等について指導・助言を受ける。また、PTA役員等にも報告し、今後の保護者への対応(保護者会の開催等)について協議する。
※必要があれば、現地への教職員や保護者の派遣についても協議する。なお、引率責任者をも含め、今後の日程等についても協議する。
- ・学校に残っている管理職は、全校生徒に対し事故の概要を説明するなど、心の動揺を抑えるように努める。
- ・報道機関等からの取材等に対しては、窓口を一本化し、管理職が行う。
※十分な事実確認ができていない段階での報道機関からの問い合わせについては、その旨を話し、未確認の質問への即答は避ける。なお、発表については、時宜を逸することのないように心がけるとともに、その時点で判明している内容を被害者やその保護者の意向を踏まえて発表することが大切である。
- ・学校は、事故の原因や問題点を調査し、再発防止について検討するとともに、全ての教育活動における安全指導の徹底に努める。

6 感染症の発生に対する危機管理

<感染症の拡大を防ぐ取組>

○感染症の疑いのある児童生徒等が発生した場合

- ・当該児童生徒等にマスクを着用させるとともに、対応にあたる教職員には、使い捨ての手袋やマスク、エプロン等を着用させ、患者の吐物やふん便に直接触れないようにする。
- ・床等に飛び散った汚物は、ペーパータオル等で静かに拭き取り、拭き取った後は適切な濃度の塩素系消毒剤で床を浸すように拭くこと。また、片付けが終わったら、よく手を洗い、うがいをする。

<教室等で訴えてきた場合>

- ・当該児童生徒等は、他の児童生徒等から離し、空き教室等で休ませる。
- ・保健室の養護教諭に連絡し、保健室から体温計などとともに、マスク等を取り寄せる。
- ・当該児童生徒等の症状を確認する。

<保健室に訴えてきた場合>

- ・養護教諭等は、他の児童生徒等がいる場合、退室させても支障がない児童生徒等であれば全員保健室から退室させ、退室が困難な場合には、訴えのあった児童生徒等を使用していない教室等に連れて行き休ませる。
- ・当該児童生徒等の症状を確認する。

○情報の収集と緊急時の対応

- ・訴えのあった児童生徒等の対応に当たった教職員は、その旨を管理職に報告する。
- ・管理職は、養護教諭等に全学年における欠席状況とその理由、他の児童生徒等の健康状況について確認させる。また、他の学校等における欠席の状況、地域における感染症の流行などを確認するように指示する。

○学校医、健康福祉センター（保健所）、教育委員会との連携

- ・管理職は、様々な情報により、感染症と疑われる児童生徒等が多数認められた場合は、速やかに学校医、管轄の健康福祉センター（保健所）、教育委員会に報告するとともに、その後の対応については、管轄の健康福祉センター（保健所）の指示に従う。

○集団感染が確認された場合、感染の拡大が予想される場合

- ・学校での集団感染が確認された場合、あるいは感染の拡大が予想される場合は、教育委員会、管轄の健康福祉センター（保健所）と臨時休業に係る休業期間等について協議する。
 - ※臨時休業に際しては、休業理由、期間等、保護者への適切な情報提供に努め、理解を得ることが大切である。なお、感染予防の観点から、情報提供のための保護者会の開催については、専門機関等に助言を求めるなど、慎重に対応することが望まれる。
 - ※感染拡大に関する不安や動揺が懸念される場合には、必要に応じてスーパーバイザーの活用を考える。

感染症の発生への危機管理

危機管理のポイント

- ・感染症の発生及びその疑いのある児童生徒等、教職員が発生した場合、管理職は、直ちに学校医、管轄の健康福祉センター（保健所）へ連絡する。
 - ・管理職は、随時、学校医や管轄の健康福祉センター（保健所）、教育委員会と協議し、必要に応じて臨時休業するなど、感染拡大防止に努める。
 - ・臨時休業を行う場合は、感染状況、休業期間等について事前にPTA役員、学校評議委員等に説明するとともに、保護者には、「対応について」を文書等で説明し、理解を求める。
 - ・学校を再開するに当たっては、学校医、教育委員会等と十分に協議し、決定事項については、速やかにPTA役員、保護者に報告する。
- ※学校は、臨時休業中における児童生徒の行動の制限の主旨を理解させるとともに、その行動等の実態把握に努め、問題等が発生した場合には、速やかに対応する。

感染症発症時の対応（被害を最小限にするための緊急対応）

- ① 感染症の疑いのある児童生徒等の発生
 - ・当該児童生徒等にマスクを着用させた上で、症状を確認する。
 - ・養護教諭（不在の場合は学級担任）は、児童生徒等の症状等について管理職に報告する。
 - ・相談の結果、感染症の疑いのある場合は、医療機関への受診を学級担任または、養護教諭から保護者に勧める。

※医療機関への受診を勧める場合、保護者に過度の不安を与えないように配慮する。
- ② 関係機関への連絡
 - ・児童生徒等が感染症と診断された場合、学校は速やかに教育委員会及び学校医、所轄の健康福祉センター（保健所）に発生の報告を行い、今後の対応について指示を求める。
- ③ 情報の収集
 - ・管理職は、養護教諭等に全校の欠席状況とその理由、出席の児童生徒等の健康状況、早退者の状況等について確認させる。また、他の学校等における欠席の状況、地域における感染症の流行などを確認するように指示する。
- ④ 健康福祉センター（保健所）との連携
 - ・学校は、管轄の健康福祉センター（保健所）の指示に従うとともに、感染症の種類によって健康福祉センター（保健所）が行う接触者の健康調査、消毒等に協力する。

事後の対応

- ・管理職は、教育委員会に状況を報告する。
 - ・感染症と診断された児童生徒等については、法令に基づき、出席停止の指示を行う。
 - ・健康福祉センター（保健所）の要請で、健康調査等が実施される場合は、当該児童生徒等の保護者に対して文書等で協力を依頼する。
- ※感染者の人権やプライバシーには十分配慮する。
- ・報道機関等からの取材等に対しては、窓口を一本化し、管理職が行う。
- ※十分な事実確認ができていない段階での報道機関からの問い合わせについては、その旨を話し、未確認の質問への即答は避ける。なお、発表については、時宜を逸することのないように心がけるとともに、その時点で判明している内容を被害者やその保護者の意向を踏まえて発表することが大切である。

7 給食による食中毒に対する危機管理

<給食による食中毒を防ぐ取組>

○学校給食実施校における衛生管理体制の確立

- ・管理職は、衛生管理責任者（栄養教諭、学校栄養職員、現場にいない場合は学校給食調理員等）に衛生管理を徹底させるとともに、作業動線図及び作業工程表を作成させ、調理、配かん、配送を適正に実施させる。
- ・栄養教諭、学校栄養職員、給食調理職員それぞれの職に応じた研修を積極的に実施するなど、衛生管理に関する知識や技術を身に付けさせる。

○管理職による検食の徹底

- ・検食は、児童生徒の摂食開始時間の30分前までに行い、異常があった場合、給食は中止し、速やかに共同調理場や調理業務を委託している委託業者に連絡する。

○配膳室、教室等における衛生管理と衛生指導の徹底

- ・食かん等の保管、運搬における適正な衛生管理に努める。
- ・配膳当番の児童生徒等に対する、手洗い、うがい等の励行など、衛生指導の徹底に努める。
- ・体調の悪い児童生徒等は、場合によっては配膳当番に従事させない。

○児童生徒の健康管理の充実

- ・学級担任、養護教諭、栄養教諭等は、日ごろから児童生徒等の健康状態の把握に努め、児童生徒等に対しては、異常があった場合は速やかに保護者や学級担任等に申し出るように指導する。
- ・保護者には、児童生徒等の健康状態に係ることは速やかに学校に連絡するよう徹底を図る。

○食中毒症状の早期発見

- ・学級担任、養護教諭、栄養教諭等は、児童生徒等の欠席状況やその理由等について常に関心を持ち、食中毒が疑われる症状（嘔吐・発熱・下痢等）の早期発見に努める。



給食前の手洗い、うがいの励行



食中毒が疑われる症状の早期発見

給食による食中毒の発生への危機管理

危機管理のポイント

- ・多数の保護者から、嘔吐・発熱・下痢等の症状による欠席連絡があり、朝の健康観察では、同様の症状を訴える児童生徒等が多く見られ、早退者も続出した場合は、学校給食による食中毒の疑いが考えられる。
- ・管轄の健康福祉センター（保健所）、教育委員会等との連携など、学校運営に関する様々な対応が必要となる。
- ・教職員及び学校給食従事者への衛生管理の徹底を図るとともに、児童生徒等に対する衛生指導の徹底に努める。

食中毒発生時の対応（被害を最小限にするための緊急対応）

① 情報の収集

- ・管理職は、養護教諭等に全校の欠席状況とその理由、出席の児童生徒等の健康状況、早退者の状況等について確認させる。

② 症状のあった児童生徒等への対応

- ・症状のある児童生徒等については、保護者に、速やかに医療機関で受診し、結果を学校に連絡するよう依頼する。
- ・児童生徒が、教室等において嘔吐した場合、吐物の処理に当たっては、学級担任等は、使い捨ての手袋やマスク等を着用し、直接接触することがないようにする。
- ・健康な児童生徒等に対しては、手洗い、うがいを励行させるとともに、食中毒の正しい知識と二次感染の予防について指導する。（空気感染も考えられることから、教室の換気にも注意を払う。）
- ・欠席や入院している児童生徒等については、担任等が家庭訪問や病院を訪問し、見舞いをするとともに、容態を確認する。

③ 関係機関との連携

- ・管理職は、速やかに当該教育委員会や共同調理場に第一報を入れるとともに、学校医、管轄の健康福祉センター（保健所）に連絡し、その後の学校運営（学校給食実施の有無等）について指示を求める。
- ・管理職は、対策委員会（学校・PTA会長・専門機関等）を設置し、統括的な体制づくりに努める。
- ・管理職は、当該教育委員会、管轄の健康福祉センター（保健所）が行う健康調査や検査について協力する。

事後の対応

- ・PTA役員会、保護者説明会を設け、状況を説明するとともに、児童生徒等の健康調査・検便等への協力を依頼する。
- ・臨時の全校集会を開き、食中毒の発生状況を知らせるとともに、食中毒に対する正しい知識、手洗い等の衛生習慣の徹底について指導する。
- ・罹患した児童生徒等の心のケア、出席児童生徒の心の動揺が拡大しないよう配慮する。
- ・関係機関と協力し、食中毒発生原因を究明するとともに、再発防止に努める。
- ・報道機関等からの取材等に対しては、窓口を一本化し、管理職が行う。

※十分な事実確認ができていない段階での報道機関からの問い合わせについては、その旨を話し、未確認の質問への即答は避ける。なお、発表については、時宜を逸することのないように心がけるとともに、その時点で判明している内容を被害者やその保護者の意向を踏まえて発表することが大切である。

8 飲料水の汚染による事故に対する危機管理

<飲料水の汚染を防ぐ取組>

○日常点検の徹底

- ・養護教諭や衛生管理責任者による水質点検・管理の徹底を図るとともに、点検後の記録については、管理職が必ず点検・確認するシステムを確立する。

○定期検査（水質・受水槽・高置水槽）による管理の徹底

- ・飲料水の水質検査、施設・設備の検査については、「学校環境衛生の基準」における「飲料水の管理」により定期検査を実施し、飲料水の安全管理の徹底に努める。

（水質検査）

水道水を原水とする飲料水（専用水道を除く）については毎学年1回定期に行う。

専用水道及び専用水道に該当しない井戸水等の検査回数については、検査事項の項に定める。

（施設・設備の検査）

水道水を原水とする飲料水については毎学年1回定期に、井戸水等については毎学年2回定期に行う。

○異常の早期発見

- ・教職員や児童生徒等には、日常的に飲料水の色、におい、濁り、味等について関心をもたせる。
- ・万が一異常を発見したら、直ちに飲用を取りやめ、管理職等へ連絡するよう指導しておく。



飲料水の汚染による事故への危機管理

危機管理のポイント

- ・学校の飲料水は、多数の児童生徒等が直接口にするものであり、ひとたび飲料水が原因となる事故が発生した場合、集団的な発生とともに、命にかかわる事態も起こりうることから、学校は「学校環境衛生の基準」に基づき、適正かつ厳正に管理・点検することが求められている。
- ・汚染原因としては、受水槽、高置水槽の衛生管理の不備、第三者等による異物の混入等が考えられることから、日ごろからの施設設備の点検整備に留意するなど、安全管理に万全を期する。
※学校の受水槽以前の経路で、異物が混入する可能性もあることから、関係機関(水道事業体等)との連携にも留意が必要である。
- ・学校薬剤師や関係機関の指導・助言を得るとともに、教育委員会と協議し、対応する。

飲料水の汚染による事故発生時の対応(被害を最小限にするための緊急対応)

- ① 汚染発生後の安全確保
 - ・管理職は、飲料水の異常を確認するとともに、汚染の疑いがある場合は、直ちに水道水の使用を禁止し、全校の教職員、児童生徒に周知する。
※自校調理場方式の給食を実施する学校においては、給食の中止、献立の変更等、対応策を速やかに検討する。
- ② 体調異常を訴えた児童生徒等への対応
 - ・水道水を飲用し体調異常を訴えている児童生徒等がいる場合、養護教諭は症状や程度等について把握するとともに、応急手当を行う。
※症状の悪化等、緊急を要する事態に対しては、速やかに救急車を要請し、学校医等の医療機関の診察を受けさせる。
 - ・児童生徒等が救急車で搬送される場合は、養護教諭と他の教職員の2名(可能であれば、付添と連絡を担当する者)が同乗し、病院に付き添う。
※連絡担当の教職員は、治療の結果等、医師の診断内容を管理職に報告する。また、校長の指示があるまで病院に待機する。
- ③ 関係機関との連携
 - ・管理職は、学校薬剤師、管轄の健康福祉センター(保健所)、水道事業体に連絡し、臨時の水質検査を依頼する。
※検査機関等からの具体的な指示があった場合は、その指示により行動する。
- ④ 児童生徒等の保護者への連絡
 - ・担任(不在の場合はこれに代わる者)は、水道水に異常が発生し、児童生徒等が体調異常を訴え病院等に搬送されたことを当該保護者に連絡する。
(児童生徒等の症状や搬送先の病院名等を伝える。)
 - ・水道水に異常が発生し、使用を中止したこと及び学校の対応について文書等で周知する。

事後の対応

- ・事故の概要について、速やかに当該教育委員会に報告し、今後の対応等について助言等を受けるとともに、PTA役員、学校評議員にも事故概要を説明し、必要に応じて保護者説明会等を設ける。なお、状況に変化が生じた場合、適宜報告を行う。
- ・関係機関と協力し、汚染原因を究明するとともに、再発防止に努める。
- ・報道機関等からの取材等に対しては、窓口を一本化し、管理職が行う。
※十分な事実確認ができていない段階での報道機関からの問い合わせについては、その旨を話し、未確認の質問への即答は避ける。なお、発表については、時宜を逸することのないように心がけるとともに、その時点で判明している内容を被害者やその保護者の意向を踏まえて発表することが大切である。

9 新たな危機事象への対応

児童生徒等を取り巻く環境は日々変化しており、近年は、スマートフォンやSNSの普及に伴う犯罪被害も顕在化している。また、学校への犯罪予告やテロ、弾道ミサイル発射等の国民保護に関する事案等の新たな危機事象への対応が求められており、学校における危機管理は、社会情勢の変化に応じて適時適切に見直しを図り、常に最新の状況にしておくことが重要である。

(対応の流れについては、「学校の危機管理マニュアル作成の手引」を参照)

参 考

<学校の危機管理マニュアル作成の手引 平成30年2月 文部科学省 掲載項目>

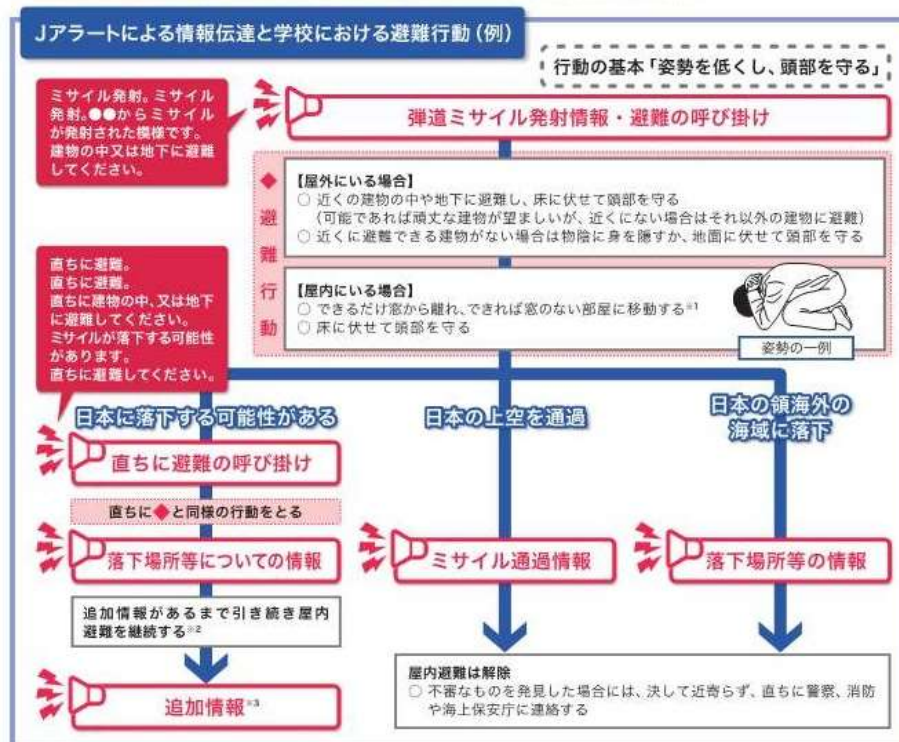
3章 個別の危機管理

3-8 新たな危機事象への対応

1 弾道ミサイル発射に係る対応について

【1】Jアラートを通じて緊急情報が発信された際の対応

(1)Jアラートによる情報伝達と学校における基本的な避難行動の流れ



(2)様々な場面における避難行動等の留意点

(3)学校における臨時休業や授業の開始時間の判断等について

【2】体制整備

(1)適切な情報伝達の仕組みと避難場所の設定等

(2)自治体の危機管理部局等の関係機関との連携

2 学校への犯罪予告・テロへの対応について

3 インターネット上の犯罪被害への対応について